

大阪市条例第65号

大阪市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

大阪市空家等対策協議会条例（平成27年大阪市条例第107号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） <u>第8条第1項</u> に規定する協議会として、本市に大阪市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。	(設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） <u>第7条第1項</u> に規定する協議会として、本市に大阪市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。